

令和6年度

宇佐市農業委員会  
第5回(8月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第5回定例総会会議録

令和6年9月5日（木）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第5回（8月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員
4番 信國 和徳 委員	5番 辻 勝 委員	7番 安倍 隆司 委員
8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員
11番 清祐 義人 委員	12番 牧野 金生 委員	14番 吹上 和子 委員
15番 筈口 芳人 委員	16番 植松 好子 委員	17番 小野 公博 委員
18番 後藤 寛治 委員		

欠席委員

13番 宮田 文昭 委員 19番 山末 隆一 委員

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農政係安部副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第21号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案 第22号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案 第23号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案 第24号 非農地証明願について  
議案 第25号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告 第17号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告 第18号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の  
解約通知について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第5回8月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、12番 牧野 金生 委員、14番 吹上 和子 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の安部副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第21号を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第21号3条許可申請は10件で、地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、1,153㎡、宇佐地区2件、3筆、1,654㎡、四日市地区5件、10筆、10,410㎡、安心院地区1件、3筆、1,096㎡、院内地区1件、1筆、1,353㎡ となっています。

2ページをお開きください。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

長洲地区です。

事務局 長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は自宅近くの農地を取得するもので、売買による所有権移転です。  
長洲地区は以上です。

4ページをお開きください。  
宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は自宅に隣接する農地を取得するもので、売買による所有権移転です。  
宇佐地区は他1件、計2件、3筆、1,654㎡ です。

5ページをお開き下さい。  
四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。  
四日市地区は他4件、計5件、10筆、10,410㎡ です。

7ページをお開きください。  
安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は自宅に隣接する農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。  
安心院地区は以上です。

8ページをお開きください。  
院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は現在管理している農地を取得するもので、売買による所有権移転です。  
院内地区は以上です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区お願いします。

永岡地区審副会長 はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
長洲・宇佐地区審議会を令和6年9月2日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員出席、農地利用最適化推進委員6名中4名出席のもと開催いたしました。  
議案第21号について、長洲地区1件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
駅川・四日市地区審議会を令和6年9月3日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名全員出席、農地利用最適化推進委員13名中12名出席のもと開催いたしました。  
議案第21号について、四日市地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。  
安心院・院内地区審議会を令和6年9月2日午後2時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中5名出席、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。  
議案第21号について、安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定

池田地区審会長 いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり許可することに  
決定いたしました。

次に議案第22号を議題に供します。それでは事務局より議案の  
説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。  
議案第22号4条許可申請は1件で、  
地区毎の内訳は、院内地区1件、1筆、80㎡となっています。

9ページをお開きください。  
議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請  
があったので審議を求める。  
令和6年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

10ページをお開きください。  
院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

駐車場用地としての転用で、既に隣接する自宅の駐車場2台分と  
して利用しており、今回事後になります。追認の申請を行うも  
のです。

申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が  
添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の  
生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。

当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目  
的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許

事務局 可することができるものと考えます。  
以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第22号について、院内地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。

なお、院内地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第23号を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

事務局 議案第23号 5条許可申請は6件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区1件、5筆、2,133㎡、宇佐地区1件、1筆、57㎡、駅川地区1件、2筆、2,048㎡、四日市地区3件、9筆、3,278㎡ となっています。

11ページをお開きください。

議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

12ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人が経営する事業の倉庫及び資材置場用地としての転用ですが、すでに一部を倉庫及び資材置場として利用しています。今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可することができるものと考えます。

13ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

進入路用地としての転用で、譲受人の住宅への進入路を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可することができるものと考えます。

14ページをお開きください。

駅川地区です。

事務局 駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

12年間の賃貸借権の設定です。

駐車場用地としての転用で、譲受人が経営する隣接店舗の駐車場104台分を増設する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

15ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

1筆は売買による所有権移転、その他の筆については20年間の賃貸借権の設定です。

店舗としての転用で、コンビニエンスストアを建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。

主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニ及びその駐車場が自動車の運転者の休憩所と同様の役割を果たすことから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

事務局 以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

永岡地区審副会長 はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第23号について、長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、長洲地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第23号について、駅川地区1件、四日市地区3件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議 長 議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に議案第24号を議題に供します。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第24号非農地証明願は、9件で、地区ごとの内訳は、  
長洲地区1件、2筆、131㎡、駅川地区1件、1筆、167㎡、四日市地区4件、5筆、1,693㎡、院内地区3件、4筆、1,342㎡となっています。

17ページをお開きください。

議案第24号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和6年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

18ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

平成12年12月頃より宅地の一部として利用しているものです。

長洲地区は以上です。

19ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和63年頃より宅地の一部として利用しているものです。

駅川地区は以上です。

20ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

平成2年頃より雑種地として利用しているものです。

事務局 四日市地区は他3件、計4件、5筆、1,693㎡ です。

21ページをお開きください。  
院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】  
平成20年頃から山林化しているものです。  
院内地区は他2件、計3件、4筆、1,342㎡ です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。  
以上で議案第24号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

永岡地区審副会長 はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議長 議案第24号について、長洲地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議長 議案第24号について、駅川地区1件、四日市地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果に

池田地区審会長 ついてご報告します。  
議案第24号について、院内地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。  
次に、議案第25号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 22ページをお開きください。  
議案第25号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」  
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。  
令和6年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

23ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分） 朗読】

詳細につきましては、24ページ以降のようになっております。  
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

41ページをお開きください。合計を読み上げます。

事務局 【集計表（貸付分） 朗読】

詳細につきましては、42ページ以降のようになっております。  
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今  
度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。

56ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分） 朗読】

詳細につきましては、57ページ以降のようになっております。  
こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り  
手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容  
です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足  
説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

永岡地区審副会  
長

はい、議長。10番 永岡です。長洲・宇佐地区審議会の結果に  
ついてご報告します。

議案第25号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等  
促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしま  
した。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長

はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果に  
ついてご報告します。

議案第25号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積  
等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしま  
した。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長

はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果に  
ついてご報告します。

議案第25号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積  
等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしま

池田地区審会長 した。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第25号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり承認しました。  
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。  
報告第17号から18号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。  
58ページをお開き下さい。  
報告第17号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出につ  
いては受理したので、ここに報告する。  
令和6年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は59ページからの16件がございました。  
地区毎の内訳は、宇佐地区1件、1筆、1,725㎡、四日市地区4  
件、31筆、21,632㎡、安心院地区6件、52筆、60,145㎡、院  
内地区5件、29筆、13,258㎡ となっています。  
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認で  
きましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

71ページをお開き下さい。  
報告第18号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解  
約通知について」  
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知が  
あったので、ここに報告する。  
令和6年9月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は72ページからの19件がございました。  
地区毎の内訳は、長洲地区5件、10筆、9,294㎡、宇佐地区8  
件、20筆、37,198㎡、駅川地区4件、7筆、5,037㎡、四日市  
地区2件、4筆、6,600㎡ となっています。

事務局 内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

以上で報告第17号から18号の説明を終わります。

議長 長 ただ今の報告第17号から第18号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月9月の令和6年度第6回定例総会は、10月7日月曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。  
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。

午前10時6分閉会

以上会議の次第を記録し事実相違ないことを証するため、署名する。

令和6年9月5日

議 長 久保田 昭廣

署名委員 牧野 金生

署名委員 吹上 和子

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。